

ファクター制度とロンドン宛“内国”為替手形

上 村 能 弘

はじめに

ヨーロッパにおける遠隔地通商の仕組みとして永い歴史をもつファクター制度（委託荷販売制度）は、16世紀になって、ようやく制度としての完成に近づいていった。すなわち、この仕組みのなかで受託人（委託荷販売業者）から委託人へと与えられる「前払い金（advances）」が、引き受け信用のかたちをとって供給されることになっていったのである。古来より遠隔地通商の決済のために用いられてきたのは、主に積み出し地の“輸出”商人が仕向地の代理人に宛てて振り出した“外国（outland）”為替手形であった。しかし、ファクター制度のなかでの「前払い金」が次第に引き受け信用のかたちで供与されるようになったことにより、同じひとつの世界市場内において、委託人が受託人に宛てて譲渡性をもった“内国（inland）”為替手形を振り出すようになったのであった。こうした遠隔地通商の仕組みにおける為替手形の基本的な性格の変化は、つまりはファクター制度が歴史的に完成していったことのひとつの証であったと考えられる¹⁾。

16世紀に債務証書とともに“内国”為替手形にも譲渡性が法的に認められていったのは、まずはアントワープを中心とした低地地方（the Low Countries）においてであった。この時期以降の世界通商の“拡張”とともに、“約束手形（bills obligatory）”が貨幣の代替として複数の債権者・債務者間で連続的に譲渡されるようになり²⁾、や

がて、こうした債務証書と一揃えになって振り出されてきた為替手形についても、裏書されながら第三者に譲渡されるようになっていったのである³⁾。債務証書にも為替手形にも同様の譲渡性原理が適用されて流通していくという現実には、機会費用や機会損失の補填という考え方を普及させたことで、今日的な意味での手形の割引を微利として禁ずる神の教えに対する解釈にも、大きな変更をもたらした。そして、このような神の教えに対する解釈の変更を前提に、一定の金利を上限としながらも、貸し付けに対して利子や手数料を徴収することが法的に認められるようになり、また手形を遡求権とともに譲渡することにも法的な基礎が与えられていくことになったのであった⁴⁾。

しかし、こうして制度としての完成に近づいていったファクター制度は、17世紀以降には、今度はイングランド・ロンドンを中核としたものに再編成されていかなければならなかった。ファクター制度は何よりも遠隔地通商の仕組みであり、したがって世界市場とともにあるものであったが、その世界市場が、17世紀の“危機”を経験することのなかったイングランドを中核としたものへと、次第に変貌を遂げていったのである。ファクター制度は、イングランドにおいては商人たちによって形成された銀行制度と一体となり、その仕組みのなかで、いまや世界金融の中心となりつつあったロンドン宛の“内国”為替手形が振り出されるようになったのであった。そして、その世界市場とともに再編成されたファクター制度は、

1) 上村 [29], 36-39 ページ, 参照.

2) Postan [33], p. 49, 参照.

3) Holdsworth [26], Vol. 8, pp. 141-142, 参照.

4) Wee [44], Vol. 2, p. 344 & pp. 358-359, 参照.

18世紀の末以降は、世界経済の景気を主導するランカシアの綿工業や、そのほか世界の周辺地域における第一次産業等々を、商品流通と資金供給の両面から支えることとなっていく。

そこで、この小論では、まずイングランドにおける手形の裏書譲渡制の展開を簡単に確認し、それを前提としながら、17世紀以降にイングランドを中心として再編成されたファクター制度と、同制度のなかで振り出されていったロンドン宛“内国”為替手形の持つ歴史的な意義を考察してみることにしよう。

I イングランドにおける手形の裏書譲渡制

ここではまず、イングランドにおける手形の裏書譲渡制の歴史的展開を簡単に確認しておくことから始めよう。

16-17世紀のイングランドにおいて債権の譲渡を阻んでいたものは、徴利を禁ずる神の教えというよりも、コモン・ローの原則であった。つまり、債権とは一種の無体財産 (choses in action) なのであって、したがって法的にはそれらには譲渡性が認められえないというわけである。かりに債券等を持参するものがあつたとしても、原債権者からの委任状がなければ、当該持参人にはいかなる訴訟の手段も与えられはしなかつた⁵⁾。中世であれば、債権譲渡に比較的寛容であつた商人裁判所において、商人法に基づいて裁かれていたであろうような内容の訴訟についても⁶⁾、16世紀には、その多くがコモン・ロー裁判所に委ねられるようになっていったのであつた⁷⁾。また、イングランドの商人であつたジェラルド・マーリンズ (Gerard Malynes, 1586-1641年) による1622年刊の著作によれば、イングランドではコモン・ローにより、17世紀になつても依然として「……ある人

からある人へと負債を譲渡することはできない。なぜなら、それらは無体財産であると理解されているからであり、それにより、譲渡によって流通しうる資産は存在しない」という状況が続いていったのであつた⁸⁾。

しかし、この一方、1607年にロンドンで刊行されたパンフレットには、「何某もしくは債権譲渡された人に支払われるべきこと (To be paid vnto so-and-so or his affignes, …)」という文言をもつた債務証書や為替手形のひな形が掲載されているのを見ることができ⁹⁾。16世紀の低地地方における通商上の現実が、やがて神の教えを追い越していったように、17世紀のイングランドにおける通商上の現実も、いまやコモン・ローの伝統を追い越しはじめたのである。

イングランド王室のファクターも務めたトーマス・グレシャム (Sir Thomas Gresham, 1519-1579年) も指摘するように、「為替 (exchange)」とは、もともとは「ある額の貨幣をある場所において支払い、合意にしたがって他の場所で同じ額を払い戻させるという……手形 (bill) に関する契約」であつた¹⁰⁾。つまり、その契約に基づいて振り出される為替手形は、なにより“外国”宛“外国”払いの支払い指図書であつたから、その流通はイングランド“王国内”のコモン・ローの原則に必ずしも則る必要はなかつたのであつた¹¹⁾。このためもあつて、イングランドにおいてもまた17世紀の中葉までに、為替手形は次第に裏書譲渡されるようになっていったと一般には考えられ

5) Holdworth [26], Vol. 8, p. 147 & p. 150, 参照。

6) Postan [34], p. 48, 参照。

7) Stuart Sutherland [40], pp. 149-176, 参照。

8) Malynes [31], pp. 96-97, 参照 (なお、1656年刊の第2版や1686年刊の第3版においては、単語の綴りや使用された字体に一部異同はあるものの、p. 71に同じ文章が見える)。

9) Browne [5], pp. 53-54 & pp. 55-56, 参照。なお、これらのひな形には、債務証書については1589年5月の、為替手形については同年9月の日付がそれぞれ与えられている。

10) Gresham [24], fol. 4v. (de Roover [Gresham], p. 297), 参照。

11) Postan [34], p. 71, 参照。

ている¹²⁾。実際、1644年には持参人払いあるいは指図人払いの為替手形の使用が法的にも認められ¹³⁾、公証人（publike Nortary）であったジョン・マリウス（John Marius）による1655年刊の著作¹⁴⁾にも為替手形の裏書譲渡に関する記述が見られる。また、イーストランド会社（the Eastland Company）の商人であったジョン・スカーレット（John Scarlett）による1682年刊の著作によれば、このころには、為替手形は持参人によって繰り返し裏書されて流通していくようになっていたのであった¹⁵⁾。

一方、債務証書の譲渡がイングランドにおいて法的に認められていくためには、18世紀になるのを待たねばならなかった。しかし、「ロンドンのもっとも著名な商人たち」がおこなった1703年の証言によれば、彼らはすでに「非常にしばしば、そうした〔譲渡性を持つ〕債務証書を作成」するようになっていたのであった。彼らは、「……それらを為替手形（*bills of exchange*）と見なしており、またそれらを約30年間にわたって用いてきているのであって、債務証書だけでなく、債券（*bonds for money*）もまたしばしば移転され、為替手形として裏書された」¹⁶⁾。つまり、債務証書の譲渡が未だ公式には認められてはいなかった17世紀の後半においても、イングランドの商人たちは、債務証書を為替手形とあえて「混同（*confusion*）」することで、債務証書に事実上の譲渡性を与えていたのである。こうしたイングランドにおける債務証書と為替手形の「混同」は、

18世紀の後半までおこなわれたとされる¹⁷⁾。

もっとも、こうした債務証書を為替手形になぞらえて譲渡する「商人たちの慣習（*custom of merchants*）」に対し、イングランドの高等法院は、かたくなまでにコモン・ローの原則を守ろうと試みたのであった。1681年の王座部における訴訟においては、捺印債務証書（*note under seal*）の持参人が振出人を訴えることが、いったんは認められたものの¹⁸⁾、1689年の同じく王座部での訴訟においては、改めてこれが否定されてしまっている¹⁹⁾。債権の譲渡と、いわば裏表の関係を持つ遡求権の移転や譲渡を法的に否定するような考え方は、1698年のいずれも王座部における別の2つの訴訟においても受け継がれた²⁰⁾。また、1702年の王座部での訴訟では、指図人払い約束手形は為替手形ではないことが指摘されて、「商人たちの慣習」によってもそれは譲渡されえないことが示されたのであった²¹⁾。

しかし、1653年と1669年、そしてまた1672-73年には、裏書きされた債務証書に譲渡性を法的に持たせようという試みが、三度にわたって貴族院に持ち込まれた。これらの試みはいずれも失敗に終わってしまったものの²²⁾、最終的には1704年の「約束手形法（*Promissory Notes Act*）」²³⁾によって、債務証書の譲渡性についても

¹⁷⁾ Richards [37], p. 47, 参照。

¹⁸⁾ Sheldon *against* Hentley, *English Reports* [13], Vol. 89 [1 January 1794], p. 860, 参照。

¹⁹⁾ Horton *against* Coggs, *English Reports* [13], Vol. 83 [1 January 1797], pp. 698-699, 参照。

²⁰⁾ Nicholson *vers.* Sedgwick, *English Reports* [13], Vol. 91 [1 January 1792], pp. 1016-1017; Hawkins *vers.* Cardy, *English Reports* [13], Vol. 91 [1 January 1792], pp. 1137-1138, 参照。

²¹⁾ Clarke *vers.* Martin, *English Reports* [13], Vol. 92 [1 January 1790], pp. 6-7, 参照。

²²⁾ Redlich [36], p. 279, 参照。

²³⁾ 3 & 4 Anne in (A. D. 1704), c. 8, “An Act for giving like Remedy upon Promissory Notes as is now used upon Bills of Exchange and for the better Payment of Inland Bills of Exchange,” *Statutes of the Realm* [39], Vol. 8, pp. 353-354.

¹²⁾ たとえば, Holdsworth [26], Vol. 8, p. 55などを参照。

¹³⁾ Edgar *against* Chut, *English Reports* [13], Vol. 83 [1 January 1685], p. 1130, 参照。

¹⁴⁾ Marius [32]。なお、この著作は、先に触れた Malynes [31] の第2版（1656年刊）にも採録されている。

¹⁵⁾ Scarlett [38], p. 55, 参照。

¹⁶⁾ Buller *against* Crips, *English Reports* [13], Vol. 87 [1 January 1794], p. 794, 参照。

議会議法のかたちで公式に認められるようになったのであった。

先にも示唆したように、手形の裏書譲渡制が完成していくことは、ファクター制度が完成していくことのひとつの証である。その裏書譲渡制が、イングランドにおいては、神の教えではなく、コモン・ローの伝統を乗り越えて成立したことは、イングランドにおけるファクター制度の歴史的展開における特徴となっているといえよう。そして、こうした裏書譲渡制が成立したことを前提に、17-18世紀のイングランドにおいては、遠隔地通商の対象となりうる商品を扱う地方商人が、しばしばロンドンのゴールドスミス・バンカーとの間に提携関係をもって、その事業活動を展開することとなったのであった。

たとえば、17世紀におけるメリヤス（ニット）類の生産と交易の中心地になっていたノッティンガムにおいて、トーマス・スミス I 世 (Thomas Smith, 1631-1699 年) によって展開された商人としての活動は、そのひとつの典型であった。1658 年までにノッティンガムの古い銀行の建物を購入して商人としての活動をはじめたスミス I 世は、その後、順調にその事業を広げ、1663 年にはロンドンのゴールドスミス・バンカーであったエドワード・バックウェル (Edward Backwell, c. 1618-1683 年) と提携関係を持つに至っている。また、その後には、同じくロンドンのゴールドスミス・バンカーであったギルバート・ホワイトホール (Gilbert Whitehall) とも提携関係を持つこととなったのであった。

ゴールドスミス・バンカーと提携関係を持ちながら通商をおこなうことにより、スミス I 世は、そのロンドンの提携先に預託金を持つことができた。このことは、換言すればスミス I 世がその提携先であるゴールドスミス・バンカー宛の手形、すなわちドラフトを振り出すことができるようになったことを意味した。やがて、こうしたことが政府によっても評価され、スミス I 世は、1671 年 8 月 17 日付の国庫支払い命令書 (Treasury

Warrant) によって、ノッティンガム州の内国消費税副徴税官 (sub-commissioner of excise) のひとりに任ぜられたのであった。

内国消費税副徴税官に任ぜられたスミス I 世は、正貨で徴税をおこなって、これを政府にロンドン宛の手形で送付した。スミス I 世は、こうして得た手許の一時的有休貨幣を用いて、今度はノッティンガムやその周辺の商工業者や地主たちが振り出した地方手形を割り引いたり、あるいはまた彼らに対する資金前貸しとして運用したりすることができるようになったのであった。一方、ノッティンガムやその周辺の商工業者や地主たちも、いまや銀行業者としても機能することとなったスミス I 世のもとに預金を持てば、必要に応じてこれを現金やロンドン宛の手形のかたちで引き出すことができるようになったのである。「国庫停止」のあった 1672 年には、スミス I 世はバックウェルに対してはおおよそ 2,000 ポンド・スターリング分の、またホワイトホールに対してはおおよそ 4,000 ポンド分の貸し越し勘定をもっていた²⁴⁾。そして、18 世紀にはいると、こうしたロンドンへの送金やロンドン宛の手形の販売にともなう手数料は、顧客に公債類を手配する業務における手数料などと並んで、スミス I 世の事業を引き継いでイングランド最古の地方銀行と呼ばれるようになったスミス銀行にとっての主要な収入源となったのであった²⁵⁾。

また、時期的には少し後のこととなるが、ボルトン (Bolton) の商人であったトーマス・マースデン (Thomas Marsden) も、ロンドンのゴールドスミス・バンカーを提携先としてさまざまな商品や手形の売買をおこなった。マースデンはロンドンのロスベリー (Lothbury) にファクターや徒弟を持ち、これを通じてファスチャン (fustians) 等の売買をおこなった。そして、その一方で国王・ジェームズ 2 世 (James II, 1633-1701 年; 在位:

²⁴⁾ Leighton-Boyce [30], pp. 11-14, 参照。

²⁵⁾ Leighton-Boyce [30], p. 26, 参照。

1685-1688年）やアルベマール公爵であったジョージ・マンク（George Monck, 1st Duke of Albemarle, 1608-1680年）から、地方での租税や地代の徴収を請け負ったのであった。マースデンもまた、こうして徴収した租税や地代を用いて、毛織物のディーラーや織り元がロンドン宛に振り出した手形を買い取って、国王や公爵にはこのロンドン宛の手形を送付した。

マースデンによって割引かれた手形の多くは、その提携先であったジェレミー・トーマス（Jeremy Thomas）のもとへと持ち込まれた。すなわち、ロンドンはエクスチェンジ・アレイ（Exchange Alley）のゴールドスミス・バンカーである。これにより、ロンドン市中には持参人払い・要求払いの債務証書であるゴールドスミス・ノートが出回ることとなったのであった。

1684年11月には、それまでロンドンでのファクターを務めていた息子の逝去にともなって、徒弟であったジョナス・バークレー（Jonas Buckley）が代わってマースデンの在ロンドン・ファクターとなった。今度はバークレーが、マースデンのファスチャンを販売し棉花を買い付け、負債と手形を受け取って支払うこととなったのである。1685年から1688年にかけて、バークレーはマースデンのために計53,731ポンド・スターリング分の支払いをおこなったが、このうち「買い付けられてマースデンに送られた羊毛と糸のための支払い」はわずか747ポンドにすぎなかった。しかし、これに対して「手形に対する支払い」は、51,736ポンドにも達した²⁶⁾。

また、ロンドン宛の手形は、地方からロンドンへの送金手段として用いられただけでなく、ときには地方間での送金や支払いにも用いられた²⁷⁾。1671年9月13日付のブリストル市の監査帳簿によれば、同市はトーマス・リー（Thomas Lee）なる人物に400ポンド・スターリング分の送金

をするために、40シリング4ペンスの手数料を支払ってエドワード・ヤング（Edward Young）からロンドン宛の手形を購入している。同市がロンドン宛の手形を購入した記録は、1670年10月22日付や1671年9月18日付にもまた見られる。さらに1684年には、チェスターへの送金に10シリングの手数料を支払って104ポンド分のロンドン宛の手形も購入されている²⁸⁾。こうして「ロンドン宛の手形は、1世紀後と同じく支配的な形態となり、取引のあらゆる段階で、またあらゆる形態に入り込み、もっとも小さな金額からもっとも大きな金額に及び、現金よりもはるかに自由に流通した」²⁹⁾のであった。すなわち、ロンドン宛の“内国”為替手形は、いわば支払い手段としての通貨の機能をも果たしはじめたのである。

18世紀以降になっても、ロンドン宛の手形の担う役割には同様の重要性が認められた。1726年刊のダニエル・デフォー（Daniel Defoe, 1660-1731年）の著作によれば、「イングランドのいくつかの州から、ファクターや問屋（warehouse-keepers）といったロンドンの商人に宛てた手形の大部分は、地方においては正貨で徴収されたいくつかの租税（taxes and duties）、関税や消費税（Customs and ecifes）の収入役（the General Receivers）を受取人としている……」とされる。そうした徴税人や収入役による租税勘定への送金は、一般には「手形すなわち裏書きされたもの（the bills or the endorsements）」によってなされ、しばしばそのことが「国王陛下の御用のために（for his Majesty's use）」という言葉で言及されていたのであった³⁰⁾。

さらにはまた、1802年刊のヘンリー・ソーントン（Henry Thornton, 1760-1815年）『紙券信用論』によれば——³¹⁾、

28) Cave [7], pp. 2-4, 参照。

29) Wadsworth and Mann [43], p. 96, 参照。

30) Defoe [12], [Vol. 1.] p. 440, 参照。

31) Thornton [41], pp. 91-92（邦訳：64ページ）。

26) Wadsworth and Mann [43], pp. 92-95, 参照。

27) Feavearyear [14], pp. 162-163, 参照。

併し乍ら為替手形はたゞに手持現金^{レデー・マネー}の節約させるのみでなく、多くの場合において現金にとって代るのである。いま田舎の農業者が近隣の雑貨商に10ポンドの債務を支払うに当って、さきに首都に売り捌いた穀物の代金としてロンドンの穀物卸商に振宛てた同額の為替手形を与えると想像しよう。こゝにまた雑貨商は予め裏書を為したる後その手形を近隣の精糖業者に与えて同額の債務の支払に当て、また精糖業者は再び裏書して之を外港地の西インド貿易商に送り、更にまた西インド貿易商は同じく之に裏書して田舎の取引銀行に送り、かくてその流通が尚おもつゞくとしよう。この場合の為替手形は即時持参人払の10ポンド銀行券と宛も同じように5回の支払いを完済するであろう。……非常に多数の為替手形がこゝに述べたような仕方では田舎の事業家と事業家との間を流通している。而してそれらは、厳密な意味で我が王国の流通手段の一部を構成しているのである。

17-18世紀のイングランドにおいては、遠隔地通商の対象となりうる商品を扱う地方商人は、しばしばロンドンのゴールドスミス・バンカーとの間に提携関係を持って、その事業活動を展開した。地方商人は、さまざまな商品やロンドン宛の“内国”為替手形などの売買をおこなって、その決済を、ゴールドスミス・ノートという債務証書を振り出すロンドンの提携先（いわゆるコルレス先）で集中的におこなったのである。こうした活動を通じて、地方の商人は、本来の自分の商人としての事業と、預金・振替とそれを前提とした預金の創造をおこなう銀行業とを「融合させた(grafted)」のであった³²⁾。「とにかくこのようにして地方商人が銀行になっていった」³³⁾。

換言すれば、もともとは遠隔地通商の仕組みとして成立していったファクター制度は、17-18世紀のイングランドにおいては、コルレス先をもって活動する商人たちの銀行の制度と一体となって

再編成され、その仕組みが同時期の世界通商を支えることとなったのである。それゆえ、“内国”為替手形と債務証書とが、17世紀以降、同じく譲渡性原理に基づいて市中を流通していったこと、そして、そのようなことが法的にも保証されていったこととは、こうしたファクター制度の再編成の証として、いまや世界市場の中核となりつつあったイングランドの経済・社会にとっては特に重要な歴史的意義をもっていたように思われる。

II ロンドン宛“内国”為替手形と銀行券

世界市場を基礎としたファクター制度が、17-18世紀のイングランドにおいては商人たちの銀行の制度と一体となって再編成されたことにより、その仕組みのなかで振り出されていくロンドン宛“内国”為替手形は、事実上の支払い手段あるいは通貨として用いられていくこととなった。つまり、もともとは遠隔地通商の対象となりうるような商品を扱う商人であったものが、その業務を遂行しながら、やがて預金・振替業務や預金の創造などをおこない、いわば通貨までも供給する銀行としても機能するようになっていったのである。同様の事例は、18世紀後半のランカシアにおいてもまた見られる。

1772年にマンチェスターで公開された人名録には、ジョン・ジョーンズ社(John Jones and Co.)が「銀行および茶のディーラー」として掲載されている³⁴⁾。同行は、長らくヴィア・サプト社(Vere, Sapte, and Co.)をロンドンのエージェントとしていたが、1784年までにジョセフ・ジョーンズ社(Joseph Jones and Co.)を設立して、これを在ロンドン・エージェントとしたのであった³⁵⁾。

リヴァプールの奴隷貿易商にして私掠船業者で

参照。なお、邦訳の引用に当たっては旧字・旧仮名遣いをあらためた。また、引用中に見える「穀物卸商」は、原書では“cornfactor”である。

32) Hughes [27], pp. 36-37, 参照。

33) Ashton [4], pp. 101-102 (邦訳: 116-117 ページ), 参照。

34) Grindon [25], p. 34, 参照。

35) Grindon [25], pp. 39-41, 参照。

もあったアーサー・ヘイウッド I 世も、18 世紀の中ごろには手形割引や貸し付けといった銀行業務もおこなうようになっていた。1773 年までにアーサー・ヘイウッド・アンド・サンズ社（Arthur Heywood, Sons and Co.）が設立され、リヴァプールにおける主要な銀行のひとつとなった。1774 年におこなわれた改鑄に当たっては、200 から 300 ポンド・スターリングに及ぶ減耗した旧鑄貨の回収や、それに代わっての新鑄貨との交換業務を委託されている³⁶⁾。

同じ 1774 年には、リヴァプールの人名録にウィリアム・クラーク（William Clarke）なる人物が「銀行業者およびリンネル商人（line draper）」として掲載されている。このクラークは、これに先立つ 1766 年の人名録にはダービー・スクウェア（Derby Square）の東側に居住する「リンネル商人」として、また 1769 年の人名録には「商人（merchant）およびリンネル商人」として掲載されていた。クラークは、時代とともにその事業を拡大し、その結果としてリヴァプールの人名録に「銀行業者」として掲載された最初の人物であったといわれる³⁷⁾。

あるいはまた、ときには商人以外のものが銀行業を営んでいた例も見いだされる。1773 年 9 月 17 日には、リヴァプールの時計製造業者でもあったジョン・ワイク（John Wyke）が、銀行業から「撤退した（declined）」旨の広告が出されている。この際、ワイク宛の手形を持つものに対しては、それを清算するよう指名されたジョン・メンジーズ（John Menzies）に申し出ることが求められている。また、ワイクによって振り出された手形を持つものや、債務証書（notes）、債券（bonds）等々に基づいてワイクに債務を負っているものについても、直ちにウィリアムソン・スクウェア（Williamson Square）なるメンジーズにそれを支

払うことが求められたのであった³⁸⁾。

こうして商人たちなどが銀行業者としても機能するようになった結果、ランカシアを含むイングランドの一部の地域においては、銀行券（note あるいはまた promissory note）を振り出しうような銀行の設立が、かえって遅れることとなったのであった。17 世紀のロンドンにおいては、すでにゴールドスミス・バンカーによってノートが発券されるようになっていた。そして、リヴァプールやランカスター、マンチヤスターにおいても、1683 年には、その「通商の発展に非常に有益なものとなるにちがいない……信用会社（the Corporation Credit）あるいは信用銀行（a Bank of Credit）と呼ばれる」会社（offices）を設立する企画が立案された³⁹⁾。また、1771 年には、マンチヤスター銀行（the Manchester Bank）とも呼ばれたバイロム・セジウィック・アレン・アンド・プレイス社（Byrom, Sedgwick, Allen, and Place）が設立された。この銀行は、「この町〔マンチヤスター〕の通商部門やランカシア一般にとって……非常に有用であることは疑いの余地がない」ものであるとされていたのであった⁴⁰⁾。しかし、先にも見たように、こうした「正式な銀行が〔イングランド〕北部に設立されるずっと前から、ランカシアには信用機構が発展していた……」⁴¹⁾ のであって、その機構のなかで振り出されたロンドン宛の手形は、事実上の支払い手段として、あるいはまた通貨として扱われていたのである。

ロンドンを除くイングランドとウェールズにおける銀行の数は、1801 年にはあわせて 383 行であったとされる。このうち、「ランカシア、チェシア（Cheshire）」における銀行の数は、わずかに 17 行（全体の 4.44 パーセント）にすぎなかった。たとえば、この地域の北東部に当たる「ヨークシア」における銀行の数は 42 行（同 10.97 パーセ

36) Chandler [8], Vol. I, pp. 175-185, 参照。

37) Hughes [27], p. 56, 参照。

38) Hughes [27], p. 49, 参照。

39) Wadsworth and Mann [43], p. 92, 参照。

40) Grindon [25], p. 4, 参照。

41) Ashton [3], p. 41, 参照。

ント)で、南部に当たる「スタッフォード(Stafford), シュロップシア(Shropshire), ウスター(Worcester), ウォーウィック(Warwick), グロウセスター(Gloucester), モンマス(Monmouth), ヘレフォード(Hereford)」においては、銀行の数は90行(同23.50パーセント)に達していた⁴²⁾。

19世紀に入っても、こうした傾向は大きくは変わらなかった。同じくロンドンを除くイングランドとウェールズにおける銀行の数は、1815年においては計693行であった。このうち、「ランカシア, チェシア」における銀行の数は13行(全体の1.88パーセント)であったのに対して、「ヨークシア」では67行(同9.67パーセント), 「スタッフォード, シュロップシア, ウスター, ウォーウィック, グロウセスター, モンマス, ヘレフォード」では135行(同19.48パーセント)となっていた⁴³⁾。当時の各地域の人口数を勘案しても、「ランカシア, チェシア」における銀行数は、決して多くはなかったとされる⁴⁴⁾。また、特にランカシアにおいては、相対的に狭い地域に製造業や貿易業が集中していたことが、発券をおこなう銀行の発展を遅らせたとも指摘されている⁴⁵⁾。

しかしながら、こうした状況は、他方で人々が日々の暮らしのなかで支払いに用いることのできるような通貨——、つまりは、特に端数のない(round numberの)小さな額面をもつような文字通りの通貨の不足をランカシアにもたらすことになったのであった。先にふれたスミスI世の事業を継承していたスミス銀行では、ノッティンガム周辺地域からの実用的な通貨の求めに応ずるかたちで、1797年の時点では1ギニー、5ギニー、10ポンド、20ポンドの、まさに端数のない小額

面の4種類のノートが発券されていた⁴⁶⁾。そして、ランカシアにおいてもまた、たとえば1773年には、前出のマンチェスター銀行によって同市における最初の銀行券である額面1ギニーの紙幣が発行された。リヴァプールにおいても、サー・マイケル・クロミー・バート・パウノル・アンド・ハートマン社(Sir Michael Cromie, Bart., Pownoll, and Hartman)によって、1801年の日付を持つ1ギニーと10ギニーのノートが振り出されたのであった⁴⁷⁾。さらには、こうした銀行券とともに鑄貨やイングランド銀行の銀行券もまた出回りしたが、ランカシアにおいては、銀行の数が限られたものであったために、安定した支払い手段としての通貨を求める地域からの要求に、銀行券をもって十分に応えることは難しかったのであった。

また、イングランドの経済界からは、銀行が小額面の兌換銀行券を安易に振り出すことに対して警戒感がもたれていたことも、結果的に安定した小額面の通貨の供給を難しくした。スコットランドにおいては、すでに1756年には額面1ポンド・スターリング未満の銀行券の発行が法的に禁止されていた。そして1775年には同様の規制がイングランドやウェールズにおいても導入され、1777年には、さらに5ポンド未満の額面をもつ銀行券の発行も禁じられた。その後、1797年のイングランド銀行の兌換停止にともなって、こうした規制はいったん緩和されたものの、19世紀に入ると再び小さな額面をもつ銀行券の発行に対する警戒感が高まっていったのであった。

特にランカシアにおいては、多額の小額面紙幣を発行していたリヴァシー・ハーグリーヴス社(Livesey, Hargreaves & Co.)が1788年に倒産し、これによって引き起こされた金融的な混乱が、19世紀に至るまでも永らく人々に記憶され続け

42) Cameron [6], p. 28, 参照.

43) Gilbert [16], p. 111, 参照.

44) Cameron [6], p. 28, 参照.

45) Anderson and Cottrell [2], p. 605 & Ashton [3], p. 41, 参照.

46) Leighton-Boyce [30], p. 62, 参照.

47) Hughes [27], pp. 159-163, 参照.

ていたといわれる⁴⁸⁾。実際、マンチェスターにおける最初の株式会社形式の銀行であったバンク・オブ・マンチェスター（Bank of Manchester）が銀行券の発行を計画すると、1828年12月18日には、地元の多数の有力者たちによって、これを非難する集会が開かれることとなったのであった⁴⁹⁾。また、1829年4月30日に正式発足したマンチェスターおよびリヴァプール地域銀行（Manchester and Liverpool District Bank）も、自らの銀行券を振り出そうとしてマンチェスターの人々からの反対に遭遇した。このため同行は、その支店のあったストックポートやハンレイ（Hanley）で銀行券を発券せざるをえなくなったが、これも結局、1834年11月には発券業務からの撤退を余儀なくされた⁵⁰⁾。

しかし、かりにそうであったとしても、この時期のこの地域において製造業等を営む事業家たちは、雇用した労働者に一定期間ごとに賃金を支払わなければなかった。つまり、小額面の安定した通貨を十分に入手しえないというのなら、賃金には、これに代わるものを充てていかなざるをえなかったのである。アンダートン（Anderton）にあったサミュエル・オールドノウ（Samuel Oldknow, 1756-1828年）の綿製品の工場でも、2週間ごとに労働者に支払われる賃金には現金とともに手形が用いられた。あるいは雇用主の立場から見れば、このような賃金の支給方法は、その事業の運転資金の一部が自分で振り出した紙券でまかなえるということの意味していたのであろうから、いわば願ったり叶ったりのものであったかもしれない。しかし、それを受け取った労働者が近隣の商店等で商品の購入をおこなおうとすると、この紙券は1ポンド・スターリングあたり3ペンスの割引を被ることとなったのであった⁵¹⁾。

自分の作業小屋の織機で作業をしている織工

（weaver）もまた、小額面の安定した通貨の不足によってもたらされる困難にしばしば直面することとなった。織り上がった布を雇用主に持参した際に、その雇用主が現金を十分に持っていなかった場合には、代わりに一種の借用書（IOU）を受け取らざるをえなかったのである。こうした借用書もまた、両替商（money-changer）により割り引かれ、その後、それを振り出した雇用主の元に戻ってくるまで、永らくまた広く流通したのであった⁵²⁾。

農産物の一大集散地でもあったマンチェスターにおいても、ランカシアやチェシアの農民やヨークシアの牧畜業者は、鑄貨が不足していたことから、支払いや受け取りの大部分を紙券通貨でおこなわざるをえなかった。1770年ごろになると、これらの人々は、銀行とともに、社交場でもあった酒場やパブ（bar-parlour）の主人を、素朴な決済者としても利用しはじめた。酒場やパブの主人のもとで、たばこのような慰安が提供されるとともに、さまざまな債務証書やドラフトが分類され交換されて、鑄貨への交換も行われた。そして、1800年以降、通商が急速に拡大すると、商人や製造業者も、こうした酒場やパブをしばしば訪れることとなったのであった⁵³⁾。

前出のソーントンによる1797年3月30日の貴族院のある委員会における証言にしたがえば⁵⁴⁾、その当時の通貨は、「……第1には、あらゆる種類の鑄貨、第2には、イングランド銀行によって発券されたものであれ、地方銀行によって発券されたものであれ、持参人払いで要求払いの銀行券、これはいつでも現金（Cash）に両替可能であると思いますが、そしてまた第3には、為替手形……」で構成されていたと考えられる。しかし、結局のところ、「たとえば、リヴァプールやマンチェスターでは、すべての支払いは、鑄貨か為替

48) Pressnell [35], p. 174, 参照.

49) Grindon [25], p. 242, 参照.

50) Grindon [25], pp. 251-255, 参照.

51) Unwin [42], p. 50, 参照.

52) Grindon [25], p. 33, 参照.

53) Grindon [25], pp. 71-72, 参照.

54) Gt. Brit. Parliament [21], p. 41, 参照.

手形でおこなわれている」のであって、同様な状況は19世紀の初めまで続いたのであった。

こうした通貨のうち特に鑄貨については、ソントンでは、1797年4月1日に庶民院のある委員会において、マンチェスターでは同年のイングランド銀行による正貨支払い停止までは「ギニー貨(Guineas)」が広く利用されていた旨の報告が寄せられていると述べている⁵⁵⁾。また、1821年10月までには900万ポンド・スターリング分のソヴリン貨が流通に投入され、ランカシアにおける小額面通貨の逼迫を一定限度解消することに寄与したともされている⁵⁶⁾。

しかし、1820年代になると、ランカシアの特に小額面通貨の不足には、むしろ拍車がかかることとなってしまったのであった。庶民院においてイングランド銀行の正貨支払い再開の方途を検討していたいわゆるピール委員会は、1819年の5月と6月に報告をおこない⁵⁷⁾、同行はこれにわたって、その準備措置として額面5ポンド・スターリング未満の銀行券の回収に乗り出したのである。この措置により、額面5ポンド未満の銀行券の流通量は、1821年2月27日からクリスマスまでの間に6,451,520ポンドから1,737,680ポンドへと減少してしまったのであった⁵⁸⁾。イングランド銀行は、1821年5月にはマンチェスターのジョーンズ・ロイド社(Jones, Loyd & Co.)やリヴァプールのヘイウッド社(Heywood & Co.)と提携して正貨の供給を試みたが、この試みはごく短期間のうちに放棄されてしまった⁵⁹⁾。ジョーンズ・ロイド社やヘイウッド社は、自らも小額面銀行券の発行を試みたが、ここでもリヴァシー・ハーグリーブス社などによって引き起こされた混

乱を想起した人々の反対に遭遇し、この試みも結局は頓挫した⁶⁰⁾。

Ⅲ ランカシア

ランカシアでは発券をおこなう地方銀行の数には限りがあり、したがって地方銀行によって発券された銀行券の流通も限定的なものであったという状況は、1820年代になってもそれほど大きくは変わらなかった。たとえば、庶民院議員であったジョン・グラッドストーン(Sir John Gladstone of Fasque, 1st Baronet, 1764-1851年)が1826年4月28日に同院のある委員会でおこなった証言によれば⁶¹⁾、マンチェスターから14マイル以内で地方ノート(local notes)を発券している地方銀行の数は、わずかに「数行(several)」でしかなかった。グラッドストーンは、「ほぼ40年間」にわたって「リヴァプールで一般的な事業に広く携わってきた商人」でもあったのだが、そのリヴァプールにおいても「スコットランドの銀行のノートが、ときに偶発的にそこに姿を現して、簡単に回収されることがありますが、そのほかのものについては、私は承知しておりません」。

あるいはまた、ヨークシアのウェスト・ライディング(West Riding)近郊の銀行業者にして、ランカシアにも支店をもって事業をおこなっていたウィリアム・バークベック(William Birkbeck)なる人物も、同じ日の同じ委員会において次のように証言している⁶²⁾。バークベックは、自分の銀行もノートを発券していると述べたのに続いて――、

1825年に、地方ノートを発券していたラン

55) Gt. Brit. Parliament [22], p. 75, 参照。

56) Grindon [25], p. 107, 参照。

57) Gt. Brit. Parliament [17]。なお、[23]は、同じ論題で検討をおこなっていた貴族院の秘密委員会から庶民院に伝達されてきた報告書である。

58) Grindon [25], p. 105, 参照。

59) Clapham [10], Vol. II, p. 73 (邦訳: 80ページ), 参照。

60) Grindon [25], pp. 104-107, 参照。

61) Gt. Brit. Parliament [20], p. 222, 参照。なお、この人物は、19世紀後半に4度にわたりイギリスの首相を務めた自由党のウィリアム・グラッドストーン(William Ewart Gladstone, 1809-189年)の父親に当たる。

62) Gt. Brit. Parliament [20], p. 232, 参照。

カシアの銀行をご存知ですか？ —— 8行だと思えます。マンチェスターでは、カンリフ・ブルックス社（Cunliffe, Brooks & Co.）とダイントウリー・ライル社（Daintree, Ryle & Co.）です。

支社ではなく、親銀行のことをおっしゃっているのですか？ —— ダイントウリー・ライル社は、マッケルズフィールド（Macclesfield）の銀行の支社であったはずで。

ランカシアには、ノートを発券している主な銀行としては、どのようなものがありますか？

—— 5行あったはずで。

どこですか？ —— カンリフ・ブルックス社はブラックバーンにあって、マンチェスターに支社を持っています。それぞれの銀行は、その所在地で支払われるノートを発行していました。ロッチデールには2行ございまして、ローソズ社（Rawsons & Co.）とフェントズ・ロビー社（Fentons Roby & Company）です。ボルトン・ラムーズ（Bolton-le-Moors）には1行で、ハムキャッスル・オームロッド社（Hardcastle, Ormerod & Company）でありまして、それらはすべてランカシアのなかにあります。しかし、ストックポート（Stockport）にも、州境の近くのランカシアにある区域ですが、1ポンドのノートを発券しているものがございました。

あなたがいま挙げた銀行は、すべて1ポンドのノートを発券していたのですか？ —— それらすべてです。

これに対して、地方銀行業者委員会（the Committee of the Country Bankers）の書記（Secretary）であったヘンリー・バージェス（Henry Burgess）が、1832年7月27日に庶民院の別の委員会でおこなった証言によれば⁶³⁾、実は「ランカシアにおける手形や銀行券の流通については、大きな誤解が広まっている」のだという。「1825年までは、その地方においては小額面の銀行券が非常にたくさん流通しておりました。ブラックバーンやマンチェスターで事業を営んでいて、1825年には140,000ポンド・スターリング分を超える1ポンド銀行券を流通させていた銀行業者を知っています」。

しかし、このバージェスは、この証言に先立つ

1826年5月4日の貴族院のある委員会においては、自分を「ヨークシアはリーズ（Leeds）の梳毛の製造業者で、羊毛のディーラーである」と紹介した後に、次のように述べている⁶⁴⁾。

そうした〔マンチェスターの銀行が振り出すような〕約束手形（promissory notes）は別として、ランカシアの一般的な流通手段（circulating medium）は何ですか？ —— ランカシアの流通手段の大部分は、北部の製造業地域と同じく、為替手形です。流通の一部は、金と銀で、そしてイングランド銀行の銀行券です。

こうしたいくつかの証言から考えれば、ランカシアにおいては1820年代以降も、地方銀行による銀行券の発券はもちろん見られはしたけれども、その流通はやはり限定的なものであったことがわかる。

さらにはまた、地方銀行が安易に発券をおこなうことに対する警戒感もたれていたことについても、1820年代以降のランカシアにおいては大きくは変わらなかつたようだ。たとえば、グラッドストーンは、先の庶民院の委員会での証言に先立って、以下のように述べている⁶⁵⁾。

そうしたノートがそのように〔銀行券が地方銀行によって〕振り出されることは、ランカシアの主導的な製造業者や商人たちには、容認されましたか、それとも反対されていましたか？ —— 断固反対されており、非常にそうでありましたから、私は思い出しますが、すでに流通に入ってしまったその類いのすべてのノートを回収し排除する目的で、およそ12ヶ月前にプレストン（Preston）で製造業者たちの会合が招集されました。

そして、これもまた以上の証言のなかでも示唆されているように、こうした1820年代のランカシアにおける通貨の不足を補ったのは、イングランド銀行の銀行券であり、そしてまたロンドン宛の為替手形であったと考えられる。

64) Gt. Brit. Parliament [19], p. 183, 参照。

65) Gt. Brit. Parliament [20], p. 217, 参照。

63) Gt. Brit. Parliament [18], p. 428, 参照。

たとえば、ロンドン・シティの銀行業者にしてマンチェスターのある銀行のパートナーでもあったルイス・ロイド (Lewis Loyd) は、1819年2月24日に貴族院のある委員会において、ランカシアには銀行券を発行する銀行が「記憶の限りでは1行もない」と述べたあと、以下のような証言をおこなっている⁶⁶⁾。

11. あなたのいわれる時期〔ロイドがランカシアに居住しはじめた1789年〕以来、ランカシアの流通はどのようにおこなわれてきましたか？

すべてイングランド銀行券と為替手形によつてです。

12. イングランド銀行券の割合は、為替手形に比べて非常に大きなものですか？

イングランド銀行券はおよそ10分の1で、為替手形の割合は少なくとも10分の9ぐらいだと思います。こうした為替手形は、裏書で覆われてしまうまで、手から手へと流通いたします。

13. こうした為替手形による流通の様子から、何か不便が感じられますか？

何もありません。

ロイドは、この証言のすぐあとで、1815年に印紙税 (the Stamp Duties) が「非常に大きく引き上げられた」ことにより、イングランド銀行券の割合が増えた旨を述べているが、しかしそれでもランカシアの通貨の相当な部分は、為替手形によつて構成されていたと理解できるであろう。

こうした当時の支払い手段・通貨としてのロンドン宛“内国”為替手形は、必ずしも実際の商品取引があつて振り出されたわけではないものであり、また通常は一定の満期を持つものでもあつた。ロイドの続けての証言によれば――

16. こうした為替手形は、それらを用いるのに先だつて特定の分の額を振り出したのですか、それとも以前に取引がおこなわれた結果の手形なのですか？

食糧を提供する人々は、ちょうどいまではイングランド銀行券や銀行郵便手形 (Bank Post Bills) で10ポンド・スターリングを持って行くように、

かつては、彼らのためにすでに振り出され、多くの場合、特定の分の額の、10ポンド・スターリングといった端数のない額の分の手形をもつて市 (Fair) や市場 (Market) に行ったものでした。その手形には、通常は2ヶ月満期で振り出され、現金支払いとして見なされるという特別な事情がともなっていました。それらは、地方銀行によつてロンドン宛に振り出された手形であり、それらを受け取った当事者の便宜にあわせてロンドンへ送られました…… (以下、略)。

ここでの手形が、即時払い・一覧払いではなく、たとえば2ヶ月とされるような一定の満期をもつものであつたのは、かつての4人の当事者たちの仕組みのなかで振り出されていた“外国”為替手形と同様に、それが本来は、実際の商品取引の結果というよりも、信用供与の――、ここでは「前払い金」としての引き受け信用の供与の結果として振り出される性質のものであつたからだと思われる。そして、当然のことながら、信用が供与されれば、通常はその供与された期間に應じての利子が徴収された。前出のジョン・グラッドストーンは、1819年3月1日に庶民院のある委員会において、次のような証言をおこなっている⁶⁷⁾。

リヴァプールの流通手段は何で構成されていますか、またそこでの商取引は、どのような方法でおこなわれていますか？――リヴァプールにおける慣行は、それによつてすべての財が買われたり売られたりしているわけですが、与えられた信用が10日から3ヶ月で満期となるというもので、契約されています。支払いは、ロンドン宛の手形で、またときには購入者が2から3ヶ月後の日付でそこで支払うという引き受けでおこなわれます。これらの手形はリヴァプールの大きな流通手段を形作つていて、それらは買い手や売り手によつて支払われたり受け取られたりしており、また手形の日付が契約期間よりも長かったり短かったりしているところでは、利子の差が加えられたり減じられたりしています。しかし、貸金やさまざまな商品の支払いといった普通の現金の目的のためには、私たちの唯一の流通手段は、イングランド銀行の銀行券です。私は、ランカシアのことを一般的に

66) Gt. Brit. Parliament [23], pp. 81-82, 参照。

67) Gt. Brit. Parliament [17], pp. 105-106, 参照。

申し上げました。

そしてまた、こうした手形は、本来はある程度まとまった額の隔地間の債権・債務関係を清算するために振り出されるものでもあったのだろうから、文字通りの局地的な支払いや、本当に文字通りの「小さな支払い（minor disbursement）」⁶⁸⁾などのためには、用いられることはそれほど多くはなかったようにも思われる。たとえば、すぐ前でふれたグラッドストンの証言の最後には、「しかし、賃金やさまざまな商品の支払いといった普通の目的のためには、私たちの唯一の流通手段は、イングランド銀行の銀行券です」という言葉が見える。その区分は必ずしも明確なものではなかったのではないかと考えられるが、ロンドン宛の“内国”為替手形と、特に小額面のイングランド銀行券や鑄貨などとの間には、その時々の使用目的や局面などによって、通貨としての使い分けのようなものが存在していたのであろう。実際、グラッドストーンは、1826年4月26日の貴族院のある委員会においては、次のようにも述べている⁶⁹⁾。

ランカシアの流通は、労働者の賃金の支払いや商品へのさまざまな出費に充てられるようになっていっている部分を除けば、大部分が為替手形でおこなわれていると理解すべきなのですか？——必ずしも全部がそうというわけではありません。流通のなかでは、大きな額面のイングランド銀行券が相当な部分を占めています。それらは一般に税の支払いや、また送金目的のために使われます。しかし、我が国の流通の圧倒的な大部分は、為替手形によるものです。ソヴリン貨やそれよりも小額面の銀行券は、商品に税や運賃やそのほかの項目を課すといった目的のみに必要です。そうした目的のために、ある程度まで事業をおこなう会社は、週に500ポンド・スターリングか1,000ポンドを必要とするでしょう。

しかし、それでもやはり、こうしたロンドン宛“内国”為替手形は、支払い手段であり通貨でもあったのだ。それゆえ、それは、支払い手段・通貨として用いられるにしたがって、1819年ごろまでには次第に端数のない比較的小さな額面をもつようである程度は標準化されたともいわれ、裏書されながら人の手から人の手へと次々に手渡されていったのであった⁷⁰⁾。グラッドストーンによる1826年4月28日の庶民院のある委員会での証言によれば⁷¹⁾——

ランカシアの流通の大部分が為替手形からなっているとおっしゃいましたが、その地域の流通において一般的に用いられている為替手形の最も低い額面はいくらですか？——あらゆる額面のものがあります。製造業者たちは、そのうちの何人かは、それらの人々に対する商店主の支払いを、銀行券や金を供給することでしてもらい、ロンドンのエージェントに宛てて、彼らにとって都合のよい額の手形を振り出すという習慣を持っています。他の業種の事業者たちもまた、彼らの都合に合った額の手形を振り出す慣習をもっており、結果的に、相当な額の小さな額面の手形があるので。私は、10ポンド・スターリングから50ポンドのものを小額面と呼んでいます。この州で流通している相当数は、この間の額にあり、手から手へと渡されて、満期の前には完全にいっばいに裏書されますので、他の名前を加えることはほとんどできなくなります。

こうした人の手から人の手へと裏書譲渡されていった手形は、支払い手段・通貨でもあったので、場合によっては満期になっても直ちに支払いを求められるわけではなかった⁷²⁾。また、“内国”為替手形に「抗弁する（protecting）」慣行は、“外国”手形の場合よりも少なかったために、不渡りになった場合であっても、支払いに都合がよくなるまで、あるいはまた破産が不可避となるまで、その流通が継続されることさえ見られたとされ

68) Gardiner [15], p. 36, 参照。

69) Gt. Brit. Parliament [19], p. 137, 参照。

70) Checkland [9], p. 130, 参照。

71) Gt. Brit. Parliament [20], p. 222, 参照。

72) Pressnell [35], p. 319, 参照。

る⁷³⁾。

そしてまた、こうした手形は、支払い手段・通貨として比較的小さな額面を持つものであったから、大きな額の支払いにそれらを用いる際には、複数枚の手形が必要とされたのであった。1826年4月24日の貴族院のある委員会におけるグラッドストンの証言によれば——⁷⁴⁾、

あなたの為替手形の最も低い額面金額はいくらですか？ ——10ポンド・スターリング以上です。10ポンド以下のものも、いくらかはあるかもしれませんが。

10ポンド以下の手形はほとんどないのですかね？ ——10ポンド以下のものはほとんどありません。20ポンド以下のものは少数です、しかし、10ポンドから20ポンドのものは、少数です。

それらは裏書によって手から手へ流通し、そうなることで通貨の一部を形成しているのですかね？ ——それらは支払いという目的のために使われます。もし私が、食品卸売業者か、あるいは他の人に1,000ポンド分の商品を販売し、その人がそれを地方の顧客に再販売したとすれば、その人が1,000ポンドを支払うために私のところに来たときには、10ポンドから何かほかの額までの手形でそれをすることでしょう。その1,000ポンドは、ロンドン宛に振り出され、そして一般的には2ヶ月の、ときには3ヶ月の満期をもった20枚か30枚の為替手形で支払われるでしょう。

このように、1820年代までのロンドン宛“内国”為替手形は、本来の文字通りの為替手形としての性格を保ちながらも、支払い手段・通貨としての性格をもあわせ持つものであったと考えられる。

むすび

ファクター制度のなかで、委託荷販売に先立って受託人から委託人に「前払い金」が供与されれば、その限りでは委託人は受託人に対して当該「前

払い金」相当分の債務を負うことになるであろう。しかる後に、今度は委託人が受託人に商品の販売を委託し、それが成功裏に終われば、その限りでは委託人は受託人に対して当該商品代金分の債権をもつことになるであろう。つまり、ファクター制度のなかで一連の委託荷販売が成功裏におこなわれていけば、結果的には委託人は受託人に対して債務を負いながら債権を持つという関係を持つことになる。「前払い金」が受託人から委託人に引き受け信用というかたちで供与されるということの意味は、委託荷が実際に販売されていく前に、「前払い金」を文字通り前払いしていくために、委託人と受託人の間で互いに債権をもちながら債務を負うという矛盾した関係を、帳簿上にいわば架空の預金として創造していくということにほかならない。1820年代までのイングランドにおけるロンドン宛“内国”為替手形が、本来は為替手形でありながら支払い手段・通貨としての性格も持ちえたのは、ひとつには、それが、そうした架空の預金たる「前払い金」という引き受け信用にもとづいて振り出されたものであったからであろう。

当時のイングランドで見られた一般的な銀行券は一種の約束手形であって、その持参人に対して額面相当分の正貨を即時に払い戻すという意味の文言をもっていた。しかし、その振り出しは、その約束をおこなった銀行のもつ正貨としての準備金を前提としていたというわけでは必ずしもなかった。19世紀初頭のイングランドの銀行は、もはや古来より見られた高利貸しなどではまったくなく、すでに預金・振替をおこないながら信用創造をおこなう金融機関となっていたのである。もともと銀行券は債務者の振り出す note (約束の書類) の形式をとり、為替手形は債権者の振り出す bill (請求の書類) の形式をとっていたのであって、その意味では両者は相反するような文言をもつものであった。しかし、17世紀以降のそれらには、ともに架空の“預金準備”にもとづきながら振り出され、まさに信用を基礎として人の手か

73) Anderson [1], p. 93, 参照。

74) Gt. Brit. Parliament [19], p. 142, 参照。

ら人の手へと手渡されていく支払い手段・通貨であったという類似性が認められる。針金（wire）と梳毛機（card）と機械の製造業者にして、マンチェスターのある銀行の重役でもあったジョセフ・チェスブロー・ダイアー（Joseph Chesborough Dyer）が1832年7月13日に庶民院のある委員会にて指摘したように、「……銀行の為替手形は、その性格において、要求払いの銀行券と本質的には同じものです……」⁷⁵⁾。そして、再び繰り返せば、こうした銀行券との類似性をロンドン宛の“内国”為替手形がもつようになったのは、「前払い金」が引き受け信用として供与されるようになったからであり、それはつまりは、ファクター制度が歴史的に完成し、世界市場とともにイングランドを中核として再編成されていったことの証であると考えることができよう。

しかし、鑄貨であれ紙券であれ、何らかの具体的な実体を持つような貨幣は、一般的には経済や金融の仕組みが成熟していけばいくほど、流通の局面からは引き上げられる定めを負っていた。今日までの永い歴史を見れば、おそらくは日々の「小さな支払い」でさえも、債権・債務の清算は、銀行の帳簿（口座）上での振替を通じて——、記録の書き換えを通じておこなわれていくようになったのである。実際、支払い手段・通貨としてのロンドン宛“内国”為替手形も、ランカシアにおいては1830年代以降、次第にその姿を消していったといわれる⁷⁶⁾。為替手形は、歴史的には隔地間の商品売買にともなって生じた債権・債務関係を移転し清算するために、債務証券とともに生まれてきたものであった。しかし、それが支払い手段・通貨として、いわば架空の預金に基づいて振り出されるというのなら、換言すれば、実際の商品取引の存在を前提とせずに振り出されるというのなら、それはやはり一種の融通手形であったといわざるをえないであろう。こうした支払い手段・通

貨としてのロンドン宛“内国”為替手形のもつ性質は、たとえば1825年や1837年の恐慌という景気循環局面においては、特に重大な経済史的・金融史的な意義をもったことであろう。事実、そうした為替手形が姿を消したあと、「小さな支払い」を超えるような債権・債務の清算をおこなうために、用いようとして用いられていったのは、もはや為替手形のような歴史的な背景を必ずしももたずに、もともとは口座振替の単純な指図書として生まれてきた小切手なのであった。

1830年代以降、ランカシアにおいては、通貨としてのロンドン宛“内国”為替手形が次第に姿を消して、それと置き換わるように小切手がそれまで以上に用いられるようになっていった。それをもたらした歴史的要因については、実際にはさまざまな論点が指摘され、さまざまな議論がおこなわれている。ここでは詳しい研究をおこなったうえでこれを述べることはできないが、その歴史的な背景を考えれば、それもまた世界市場とともに歴史的に完成したファクター制度の、1820年代以降のランカシアの綿工業を主導産業とするような世界資本主義経済の、いっそうの成熟を示す一指標として理解すべきものと思われる。

そして、またこれも繰り返しとなるが、このファクター制度が世界市場とともにあったことにも、あらためて注意を払っておくべきであろう。この小論では、主に17世紀以降にファクター制度が世界市場とともにイングランドを中心に再編成されたという観点から、ロンドン宛“内国”為替手形の歴史的な特徴に焦点を当てて議論をおこなった。しかし、ロンドン宛の手形は、世界市場とともにあったファクター制度という仕組みのうえでは、“inland”なものではあっても、“domestic”なものであったというわけでは必ずしもなかったのであった。

1820年代にはランカシアで綿工業がまさに世界市場に依拠しながら展開し、これと連動してアメリカ合衆国南部からは原料である棉花がファクター制度を通じて同地方へもたらされた。これ

75) Gt. Brit. Parliament [18], p. 326, 参照。

76) 楊枝 [45], 285 ページ以下, 参照。

により合衆国南部では、たとえばロンドンのベアリング・ブラザーズ社 (Baring Brothers & Co.) の直接的・間接的な提携先であった棉花ファクターから棉花プランターに対して引き受け信用のかたちを取った「前払い金」が供与され、これに基づいた棉花手形が振り出されたのであった。これらの“内国”為替手形は、やがてプランターの居住地近郊の特許銀行や第2合衆国銀行 (the Second Bank of the United States) のニューオーリンズの支店などによって割引かれ、この手形割引を通じて合衆国の南部にはこれら諸銀行の振り出した銀行券が流通することとなっていった。

一方、割引かれた棉花手形は、合衆国の銀行制度を通じて最終的には中央銀行たる第2合衆国銀行のフィラデルフィアの本店に集中した。第2合衆国銀行は、こうしてベアリング社に開設した同行の口座に残高をもつことができるようになり、すると今度は、その口座の残高を前提にベアリング社宛の、つまりはロンドン宛の為替手形(ドラフト)を振り出すことができるようになったのであった。このロンドン宛の手形は、たとえば中国からアメリカ合衆国への茶の輸入代金の支払い手段となり、東インドから中国へのアヘンの輸入代金の支払い手段となり、そしてまたイギリスから東インドへの綿製品の輸入代金の支払い手段などとなって、最後にはロンドンへと還っていった。いまやさまざまな世界商品がひとつの世界市場で取引されているという状況のなかで、1829年になるとベアリング・ブラザーズ社は、第2合衆国銀行に認めていたオープン・クレジット——、つまりはロンドン宛 (ベアリング社宛) のドラフトの振り出し限度額を、それまでの100,000ポンド・スターリングから250,000ポンドへと引き上げたのであった⁷⁷⁾。

たとえば18世紀に羊毛製品が、編まれたものであれ織られたものであれ、イングランドからヨーロッパ大陸などへと広く輸出され、あるいは

また租税や地代等々がイングランドの諸地方から送金されていくと、ロンドン宛の手形が振り出されて、それが支払い手段として用いられるようになった。こうしたことも、また19世紀に合衆国からイギリスへと棉花が輸入されてロンドン宛の手形が振り出されたことも、歴史的には世界市場とともに再編成された同じひとつつながりのファクター制度を通じてのことであった。換言すれば、いまやイギリスもアメリカ合衆国も東インドも中国も、文字通りの世界経済全体が、ロンドンを中核とした同じひとつの世界市場として包摂されていき、その世界市場とともにあったひとつつながりのファクター制度のなかで、ロンドン宛の手形(ドラフト)が、いわば“inland”に振り出されるようになったのである。つまりは、これもまた、ファクター制度や世界資本主義経済のいっそうの歴史的な成熟を示すものであったと考えられる。

参考文献

- [1] Anderson, B. L., “Money and the Structure of Credit in the Eighteenth Century,” *Business History*, Vol. XII No. 2, July 1970, pp. 85-101.
- [2] _____ and P. L. Cottrell, “Another Victorian Capital Market: A Study of Banking and Bank Investors on Merseyside,” *The Economic History Review*, New Series, Vol. 28, No. 4 (Nov., 1975), pp. 598-615.
- [3] Ashton, Thomas Southcliffe, “The Bill of Exchange and Private Banks in Lancashire 1790-1830,” in Ashton, T. S., and R. S. Sayers, ed., *Papers in English Monetary History*, Oxford: Clarendon Press, 1953, pp. 37-49.
- [4] _____, *The Industrial Revolution, 1760-1830*, London and New York: Oxford University Press, 1948. — (*Home University Library of Modern Knowledge*; 204). — 邦訳: T. S. アシュトン著, 中川敬一郎訳『産業革命』岩波書店, 1973年(岩波文庫).
- [5] [Browne, John], *The Merchants Avizo. Verie Necessarie For Their Sons and Seruants, When They First fend Them Beyond the Seas, as to Spaine and Portugale, or Other Countries*, London: John Norton,

⁷⁷⁾ 入江 [28], 64-65 ページ, 参照.

- 1607.
- [6] Cameron, Rondo, with the Collaboration of Olga Crisp, Hugh T. Patrick and Richard Tilly, *Banking in the Early Stages of Industrialization: a Study in Comparative Economic History*, New York : Oxford University Press, 1967.
- [7] Cave, Charles Henry, *A History of Banking in Bristol from 1750 to 1899: Containing Numerous Portraits, Reproductions of Notes, etc., with an Introduction by Sir Charles D. Cave*, Bristol : Hemmons, 1899.
- [8] Chandler, George, *Four Centuries of Banking: As Illustrated by the Bankers, Customers and Staff Associated with the Constituent Banks of Martins Bank Limited*, 2 vols., London : B. T. Batsford, 1964-1968.
- [9] Checkland, S. G., “The Lancashire Bill System and Its Liverpool Protagonists, 1810-1827,” *Economica*, New Series, Vol 21, No. 82, May 1954, pp. 129-142.
- [10] Clapham, John Harold, *The Bank of England: a History*, Cambridge : Cambridge University Press, 1944. — 邦訳 : J. クラパム著, 英国金融史研究会訳『イングランド銀行: その歴史』ダイヤモンド社, 1970年.
- [11] de Roover, Raymond, *Gresham on Foreign Exchange: an Essay on Early English Mercantilism with the Text of Sir Thomas Gresham's Memorandum for the Understanding of the Exchange*, Cambridge : Harvard University Press, 1949. — Note: Text of Gresham's Memorandum: pp. 291-309.
- [12] [Defoe, Daniel,] *The Complete English Tradesman, in Familiar Letters; Directing Him in All the several Parts and Progressions of Trade.... Calculated for the Instruction of our Inland Tradesmen; and Especially of Young Begginers*, London : Printed for Charles Rivington, 1726.
- [13] **English Reports**, House of Lords, Edinburgh : William Green & Sons, 1900-1930. – 176 vols.
- [14] Feavearyear, Albert, *The Pound Sterling: A History of English Money*, 2nd ed. revised by E. Victor Morgan, Oxford : Clarendon Press, 1963.
- [15] Gardiner, Henry, *Essays on Currency and Absenteeism, &c. &c.: With Strictures on Mr. Drummond's Pamphlet, Entitled “Elementary Propositions on the Currency”*, Liverpool : Printed for G. & J. Robinson, [1827?].
- [16] Gilbart, James William, *The History and Principles of Banking*, Third edition, London : Longman, Rees, Orme, Brown, Green and Longman, 1837.
- [17] Gt. Brit. Parliament, House of Commons, *Reports from the Secret Committee on the Expediency of the Bank Resuming Cash Payments*. Ordered by the House of Commons, to be Printed, 5 April and 6 May 1819. *House Commons Parliamentary Papers*, 1819 [202 and 282], Vol. III, pp. 1-355.
- [18] _____, House of Commons, *Report from the Committee of Secrecy on the Bank of England Charter; with the Minutes of Evidence, Appendix and Index*. Ordered, by the House of Commons, to be Printed, 11 August 1832. *House of Commons Parliamentary Papers*, 1831-32 [722] , Vol. VI, pp. 1-677.
- [19] _____, House of Commons, *Report from the Lords Committees Appointed a Select Committee to Inquire into the State of Circulation of Promissory Notes under the Value of £5 in Scotland and Ireland, and to Report to the House*. Ordered to be Printed 26th May 1826 [Brought from the Lords, 6 April 1827]. Ordered, by The House of Commons, to be Reprinted, 6 April 1827. *House of Commons Parliamentary Papers*, 1826-27 [245] , Vol. VI, pp. 377-632.
- [20] _____, House of Commons, *Report from the Select Committee on Promissory Notes in Scotland and Ireland*. Ordered, by The House of Commons, to be Printed, 26 May 1826. *House of Commons Parliamentary Papers*, 1826 [402]. Vol. III, pp. 257-545.
- [21] _____, House of Commons, *Report of the Lords' Committee of Secrecy. Order of Council 26th February 1797 Relating to the Bank*. Ordered, by The House of Commons, to be Printed, 6th February 1810. *House of Commons Parliamentary Papers*, 1810 [17], Vol. III, pp. 233-384.
- [22] _____, House of Commons, *Reports from the*

- Committees of Secrecy, (1797) on the outstanding demands of the Bank of England: viz. — I. — First Report Dated 3d March 1797: — II. — Second Report Dated 7th March 1797: — III. — Third Report Dated 21st April 1797; and — IV. — Report from Committee on the Restriction of Payments in Cash by the Bank Dated 17th November 1797. Ordered, by The House of Commons, to be Re-printed, 13 February 1826. House of Commons Parliamentary Papers, 1826 [26], Vol. III, pp. 137-256.*
- [23] _____, House of Commons, *Reports Respecting the Bank of England Resuming Cash Payments: viz. the First and Second Reports by the Lords Committees Appointed a Secret Committee to Enquire into the State of the Bank of England, with Respect to the Expediency of the Resumption of Cash Payments; — with Minutes of Evidence, and an Appendix: — 7 May 1819: — Communicated by the Lords, 12th May 1819. Ordered, by The House of Commons, to be Printed, 12 May 1819. House of Commons Parliamentary Papers, 1819 [291]. Vol. III, pp. 363-797.*
- [24] Gresham, Thomas, "For the Understanding of the Exchange," [Ms. Codex, England, ca. 1576?]. — de Roover[11]にも *Gresham's Memorandum* として採録。
- [25] Grindon, Leo H., *Manchester Banks and Bankers: Historical, Biographical, and Anecdotal*, 2nd ed., Manchester : Palmer & Howe, 1878.
- [26] Holdsworth, William, *A History of English Law*, Vol. 8. — London and Methuen : Sweet & Maxwell, [1973]. — Note: Repr. of 1925 ed.
- [27] Hughes, John, *Liverpool Banks & Bankers, 1760-1837: A History of the Circumstances Which Gave Rise to the Industry, and of the Men Who Founded and Developed It*, Liverpool : Henry Young & Sons, 1906.
- [28] 入江節次郎『世界経済史の方法と展開——経済史の新しいパラダイム (1820-1914年)』藤原書店, 2002年。
- [29] 上村能弘「ファクター制度の起源」『経済集志』第 83 卷第 1 号 (2013 年 4 月), 27-48 ページ。
- [30] Leighton-Boyce, J. A. S. L., *Smiths the Bankers, 1658-1958*, London : National Provincial Bank, 1958.
- [31] Malynes, Gerard, *Consuetudo, vel Lex Mercatoria, or the Ancient Law-Merchant: Divided into Three Parts: According to the Essentiall Parts of Trafficke. Necessarie for All Statesmen, Iudges, Magistrates, Temporall and Civiile, Lawyers, Mint-Men, Merchants, Mariners, and All Others Negouating in All Places of the World*, London : Printed by Adam Islip, 1622.
- [32] Marius, John, *Advice Concerning Bills of Exchange: Wherein is set forth the Nature of Exchange of Monies, severall Formes of Bills of Exchange in Different Languages, Manner of Proceeding in Protest, Countermand, Security, Letters of Credit, Assignments, and Generally the Whole Practicall Part and Body of Exchanges Anatomized: With Two Exact Tables of New stile and Old stile*, The Second Edition, London, Printed by W. H. [ie. William Hunt], 1655.
- [33] Postan, M. M., *Medieval Trade and Finance*, Cambridge [England] : Cambridge University Press, 1973.
- [34] _____, "Private Financial Instruments in Medieval England," *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Vol. 23, 1930, pp. 26-75.
- [35] Pressnell, L. S., *Country Banking in the Industrial Revolution*, Oxford : Clarendon Press, 1959.
- [36] Redlich, Fritz, "The Promissory Note as a Financial and Business Instrument in the Anglo-Saxon World: a Historical Sketch," *Revue Internationale d'Histoire de la Banque*, Vol. 3, 1970, pp. 271-297.
- [37] Richards, R. D., *The Early History of Banking in England*, London : Cass, 1958. — Note: Repr. of 1929 ed.
- [38] Scarlett, John, *The Stile of Exchanges Containing Both Their Law & Custome As Practised Now in the Most Considerable Places of Exchange in Europe. Unfolding Divers Mysteries and Directing Every Person, Howfo Ever Concerned in a Bill of Exchange, to What He Ought to Do and Observe, in Any Cafe, in Order to His Own security*. Translated out of Low & High Dutch, French and Italian-Latine Authors. The Whole being Methodically Digefted into Chaptres and Sections, that by the Help of an Index Any Particular

- Cafe may Readily be Found, London : Printed for John Bringhurst..., 1682.
- [39] *The Statutes of the Realm: Printed by Command of His Majesty King George the Third, in Pursuance of an Address of the House of Commons of Great Britain: from Original Records and Authentic Manuscripts*, London, 1810-1828.
- [40] Stuart Sutherland, L., "The Law Merchant in England in the Seventeenth and Eighteenth Centuries," *Transactions of the Royal Historical Society*, Fourth Series, Vol. XVII, 1934, p. 149-176.
- [41] Thornton, Henry, *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*, London : Printed for J. Hatchard, ... and Messrs. F. and C. Rivington, ... 1802. — 邦訳：ソーントン [著]，渡邊佐平，杉本俊朗 [共] 譯『ソーントン・紙券信用論』實業之日本社，1948年。
- [42] Unwin, George, with chapters by Arthur Hulme and George Taylor, *Samuel Oldknow and the Arkwrights: the Industrial Revolution at Stockport and Marple*, Manchester : Manchester University Press, 1924. — (*Publications of the University of Manchester*; 162. *Economic History Series*; no. 1).
- [43] Wadsworth, Alfred P., and Julia de Lacy Mann, *The Cotton Trade and Industrial Lancashire 1600-1760*, Manchester : Manchester University Press, 1931. — (*Publications of the University of Manchester*, No. 210).
- [44] Wee, Herman van der, *The Growth of the Antwerp Market and the European Economy: Fourteenth-sixteenth Centuries*, The Hague : Nijhoff, 1963. — 3 vols.
- [45] 楊枝嗣朗『イギリス信用貨幣史研究』九州大学出版会，1982年。